

平成25年第4回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成25年4月11日
午後2時30分～午後4時22分
場所：昭島市役所 301会議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは定刻となりましたので、ただいまから平成 25 年第 4 回教育委員会定例会を開会いたします。

皆様、お疲れさまでございます。4 月になりまして、平成 25 年度の新しい年度となりました。3 月から 4 月にかけて、委員の皆様、そして事務局の皆様におかれましては、小学校や中学校の卒業式や入学式への御参列、大変お疲れさまでございました。何かお気づきのことがあれば、また後ほどおっしゃっていただければと思います。

それではまず、本日の日程ですが、お手元に配布のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてであります。前回の定例会から期間が短く、事務局で準備できておりません。準備が整い次第、委員に会議録署名をいただきにまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、委員会会議規則第 19 条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。2 番の寺村委員と 3 番の石川委員でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、4 月 1 日の異動で、説明員の方が一部変わられましたので御紹介をここでお願いしたいと思います。

○庶務課長（柳 雅司） 平成 25 年 4 月 1 日の人事異動に伴いまして、教育委員会説明員に異動がございました。部内で異動となった説明員及び新たに加わりました説明員の紹介をさせていただきたいと存じます。

学校教育部庶務課長から学校教育部長に昇任いたしました、丹羽孝でございます。

○学校教育部長（丹羽 孝） 学校教育部長の丹羽です。また、ご迷惑をおかけてして申しわけありませんが、よろしくお願い致します。

○庶務課長（柳 雅司） 学校教育部指導室長から指導課長になりました、宇都宮聡でございます。

○指導課長（宇都宮聡） はい、室長から課長になりました。よろしくお願い致します。

○庶務課長（柳 雅司） 学校教育部統括指導主事の稲富泰輝でございます。本日、体調不良により欠席させていただきます。

それから、学校教育部指導課指導主事の岸知聡でございます。

○指導主事（岸 知聡） 岸知聡と申します。よろしくお願い致します。

○庶務課長（柳 雅司） 学校教育部指導課指導主事の大城裕司でございます。

○指導主事（大城裕司） 大城裕司と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（柳 雅司） 私、庶務課長に着任いたしました柳雅司でございます。どうぞ

よろしく願いいたします。

なお、前任の細谷学校教育部長は定年退職となりまして、現在昭島市社会福祉協議会の勤務となっております。

また、浦野学務課長は、選挙管理委員会事務局長へ異動となりました。

松尾指導主事は、東京都教育庁指導部義務教育特別支援教育指導課へ異動となりました。

以上でございます。お時間をいただき、ありがとうございました。

○委員長（紅林由紀子） はい、どうもありがとうございました。

ということで、一部メンバーが変わられてというか、おなじみのお顔のままの方もいらっしゃるし、また新しい顔ぶれの方々もお迎えして、また新しく初心に帰って今年度の教育委員会も頑張っていきたいと思っておりますので、皆さまどうぞよろしく願いいたします。

続きまして、日程4 教育長の報告をお願いします。

○教育長（木戸義夫） では、私のほうから。

政府の教育再生実行会議は、3月22日、首相官邸で会合を開き、教育委員会制度改革について議論がなされました。

地方教育行政に関する責任の所在を明確にするため、合議制による教育委員会にかわり、議会の同意を得て、首長が任命する教育長をトップとする制度改革案を複数の委員が提案した一方、抜本的な制度改革は必要ないとの慎重論も出され、意見の集約には至らなかったとのことであります。

実行会議は4月上旬の次回会合で、座長が教育委員会改革の提言素案を示して議論し、4月中にも提言を首相に提出する方針である、とのことであります。

教育委員会制度についての委員の主な意見を、報道の範囲でお話しをさせていただきますが、

1 教育委員会制度の見直しについて、責任ある教育行政の体制について

まず、責任の所在に関して、

○教育長と教育委員長の関係がわかりにくく、教育行政の責任の所在が不明確。

○教育長が同時に教育委員であることは、教育長の性格を曖昧にしており、見直す必要がある。

○教育委員会は諮問機関的なものにする方向を考えるべき。

○基本的な方針を教育委員会で定め、執行は教育長に委任する形はどうか。例えば、教員人事や規則の改廃については教育長に委任できるようにすべき。

このような内容です。

教育行政の中立性、継続性、安定性に関して、

○教育行政の中立性等の現行の教育委員会制度の理念は今後も維持できる仕組みが必要。

○中立性、継続政党は重要であり、急激な改革ではなく、漸進的に見直すべき。

○民意の政治への反映がドラスティックな場合もある。中立性確保の仕組みは必

要。非常時と平時は分けて考えるべき。

- 中立性は首長や議会によって維持することも可能ではないか、現行の制度は首長がリーダーシップを発揮できるものになっていない。

首長と教育委員会の関係に関して、

- 首長の任期と教育委員の任期との間にずれがあり、首長の考えを実現するのに時間がかかりすぎる。
- 首長の考えが、より教育行政に繁栄できるような観点が必要。現行制度では、首長との関係で教育行政の責任と権限の所在が一致していない。
- 今でも首長の権限は強く、教育長は首長の意向を踏まえ反映させているのが実態である。
- 首長が全てを決め、首長と教育長を完全にラインにすれば教育の問題が解決するというものではない。

教育委員会の活性化に関して、

- 教育委員が非常勤の名譽職的になっている。月1、2回の会議で事務局を指揮監督したり、現場の問題の解決を図ったりすることは困難。教育委員会が事務局の追認機関となっている。
- 教育は生き物であり、今の非常勤による教育委員では迅速な対応は困難。
- 教育委員の顔がより見えるようにし、活性化を図ることが必要。
- 教育委員会の公開性を高めるべき。
- 教育委員については、教育に熱心な方が選ばれるべき。教育委員の人選、資質が大事。アスリートの経験者を選ぶことも有益と考えられる。

以上が、委員の主な意見として報道されたものでありますが、その後4月4日の会合では、教育委員会の権限である教育長の任命権を、首長が直接行う形に改めたいと、教育長に教育行政に関する責任を集約することで一致をした。とのことあります。

今後、教育長を責任者と位置づけた後の教育委員会の役割について、「教育行政の方針を決める諮問機関的な位置づけとする」などの案を検討したうえで、今月中旬にも提言が取りまとめられる予定であります。

私のほうからは以上ですが、今回の教育委員会名義使用承認は、1件であります。よろしくお願いたします。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいま、教育長の報告が終わりました。ただいまの報告につきまして質疑、御意見並びに御要望などございますでしょうか。

教育実行再生会議における教育委員会制度についてのいろいろな議論の模様など御報告いただきましたけれども、教育委員会制度というのはすなわち、私たち委員の今ある状態のことを議論しているということになりますので、もし何か御意見などお感じになっていらっしゃるがありましたら御発言いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○委員（石川隆俊） 私は昔のことは知りませんが、恐らく第二次大戦が終わってからアメリカなどのいろんな影響で、恐らくその制度ができたんだというふうに聞いていますけれども、昭島市の状況というのは我々はよくわかっているけれども、他の市町村が本当にどういうふうになっているのか、区部がどうなのかということは、意外に私どもも本当のことを言うと掌握していませんね。サイズだって大きいところは50万近い市、区部もあるし、3万、2万もないところもあるかもしれないし、そういう意味では随分機能もやっていることも違うんだと思うんですね。それで、今、我々がさっきの教育長の話をお伺いすると、大体まだ方針が定まっていないというものの、これから決まっていこうなと、うちは大体似ているところがあるんじゃないかと思えますけど。確かに月に1回、集まってそんな常時細かいことまでわかるわけではないわけで、諮問的ではあるかと思うし、追認的でもあるかもしれない。これは、ここでもって考えるのは本当に必要なことだと思います。ただ、確かに市長さんなら市長さんの任期と、教育、我々の任期というのは一致はしていないわけだし、そういう意味ではその市長の意見が我々を全部決めていくというわけではないわけだから、その辺のずれもあるかもしれないし、一応は市長が我々を任命することになっているので。だけどその仮に市長が先に辞めちゃったりした場合にはそのことが徹底しないわけだから、確かにいろんな矛盾点があるんですね。

○教育長（木戸義夫） 皆さん連合会でいろいろ情報交換していると思いますけれども。どうなんですか。

○委員長（紅林由紀子） そうですね、確かに私なんかは、ほかの女性の教育委員さんとはよくお話しする機会もありますので、ちょっといろいろな定例会の開かれ方とかそれこそ今後ろに来ていただければいいんですけど、傍聴の方がどのぐらいいいらっしゃるかとかいろいろなお話もさせていただきますけれども、本当に市によって随分違うなという部分がありますね。そういう意味では昭島は、その中では非常に委員は割と自由にやらせていただいているという、本当に意見もどんどん言わせていただいています。確かに先ほど石川委員がおっしゃったように、すべて細かいことを網羅できているかとかそういう問題についてはまたそこまではできていないと思いますけれども、教育に関しての意見をいろいろな委員の皆さんの立場からお話しさせていただいているんじゃないかなという気はしますね。ですので、先ほど、会議の中で委員の皆さんから出たいろいろな教育委員会制度についてのいろいろな問題点とか、そういう部分の一部はあると思いますけれども、一部はあまり昭島には関係ないかなというようなそんな感想を持ちましたが、いかがでしょうか、先生方は。

○委員（寺村豊通） 昭島は結構、我々のこの形は皆さんそれぞれ発言もしていますし非常にいい形じゃないかなと思いますね。

また、教育委員の制度自体がやっぱり専門家じゃなくて、ある意味、素人が集まって、専門家ばかりが集まって進んでいく方向をもうちょっと大局的に見て合っているかどうかというのを見ていくのが教育委員になってきますから、そうい

った点では割と議論も活発にできていますし、議題云々にしてももう一回練り直してとかそういったこともありますし、よく議論できているとは自分では思っていますけどね。

○委員（小林和子） 私もやっぱり子供たちのことを考えると、できるだけ学校現場になかなか普段行かれる、せめて大きな行事とかいろんな活動があるときに都合がつけば顔を出して、そのことによって子供たちの様子がよくわかるし学校の先生方の様子もわかるしということで、足を運ぶようにはしているつもりなので。ただ、かつて自分が現職でいたときに、そういう学校行事のことなんかにはそういうふうに頻繁に足を運んでいただいたかどうか、そういう方もいたし、なかなかそうじゃないっていう、市によってそうじゃないところもあったりということで、だから現在昭島では、精一杯やれるところはやっているんじゃないか、皆さんやっていらっしゃるなというふうに思います。

ただ、今教育長さんおっしゃったように、確かに非常勤ですからそれぞれみんなな仕事をもってやっているから、迅速に何か対応という面でいわれれば、確かにそういう面もあるかなって。ただ、そういうお声がかかれば、極力、万難を排してそういうことは対応するようにしたいとは思っております。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

そうですね。だから全体を、これは国の制度の問題について云々しているわけですから、日本全国に沢山の教育委員会があって、それについての教育委員会という制度についての議論だと思いますので、それぞれの細かく見ていけばそういうふうには言えるところもあるし、言えないところもあるだろうというのは、あって当然かなと思いますね。それで、よりよい形を議論していただいているのはそれはいいことかなと。本当にそれがいい方向に改善されていくんでしたらそれは大いに関係したいなと思いますけれども、今の昭島市においては、委員の皆さん方が自分のできることを、その使命を果たしていくことが私もその委員の一員としてとても重要なことというふうに感じております。教育の現場を知らないとか、もちろん私も教職ではありませんので、専門的なことは全然わかりませんが、やっぱり学校にはなるべく足を運んで教室の様子とか、そういうのはなるべく1年間かけてできるだけ見ていきたいなというふうに思って、ちよくちよくは時間を見つけては行っておりますので、それぞれの一人ひとりできることを頑張ってやっていけばというふうに感じました。

○委員（石川隆俊） ただ何となく政府の、今回こういうことが起こったのも、いろんな政治の動きがありますけれども、やっぱりどうも教育委員会が形骸化しているということに発していると思うんです。だから言うなれば、教育委員がいなくてもいいというような、極端に言えば、こともあるわけで、これは大いに我々も反省しなければならぬと思うんです。やっぱりただ意味のないものではないほうがいいと私も思います。だから昭島市においては少なくともそうしたくないとは思いますが、ただ私が思うのは非常に教育委員会の事務局がものすごくしっかりしているの、我々は随分ある意味では楽をさせていただいているという

ふうには思います。そういう意味で昭島市は完璧に教育委員会はやっていて、我々はある意味ではそれを見せてもらっているというところには実はあるのかもしれませんが。ただ他の市においては、教育委員会をやってうまくいっていないかもしれないし、これはたまたまだと思うんですね。我々も一つ、これを契機に頑張らしましょう。

○委員長（紅林由紀子）　そうですね。そういうふう在世間からそういうふうに見る目もあるんだということを感じてより一層頑張っていかなければと思います。

ではまたこの件につきましては、また動きがありましたら御報告のほうよろしくお願いたします。

では、以上で教育長の報告を終わります。

それでは、日程5　議事に移ります。議案第11号　平成25年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡）　平成25年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について議案を出させていただきました。

昭島市立小中学校の学校評価事業の推進を図るために、昭島市立学校第三者評価委員会を開催いたしまして、中立的な立場の専門家等により、専門的、かつ客観的な評価を受けることで、教育活動その他の学校運営の改善について意見を述べ、及び提言を行う学識経験者それから企業経営者に携わるもの、市民代表者を委員として委嘱する必要があるということでございます。

昨年度の報告につきましては3月の定例会で報告をさせていただいたところでここに書かれております委員については昨年度から引き続きお願いする委員でございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子）　はい、ありがとうございました。

ただいまの件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

この第三者評価につきましては3年間で全部回るんですけど、何年間で全校を見るという、今。

○指導課長（宇都宮聡）　今年度で、全部の学校を回り終わってますが、ここでまた改めて次の年に入っていくといった流れでございます。

○委員長（紅林由紀子）　そうですか。わかりました。

○教育長（木戸義夫）　あと一人企業経営に携わる者っていうのが決まっていなかったよね。

○指導課長（宇都宮聡）　おひとつ、企業経営に携わる方の中で、本来は12名なのですがそのうち1名の方がご辞退なされたのですけれども、次の後継者を推薦するというので、今推薦待ちでございますので、次回の定例会には残り一名の方を推薦

差し上げられるというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。

昨年も、評価委員をやっていただいて、そういった経験も学校を見回っての、そういった評価の観点とかもおわかりになっている委員の皆さんで、非常に安心してお任せできるかなというふうには私は感じますけれども、ただ、何度も何度も行くことで、比較してわかるといういい面とともに、新鮮さがなくなってくるといったようなそういったような部分もあるのかなという気がいたしますけれども、どのぐらいの、この委員の皆さんについては任期が1年ごとに更新されていくと思うんですけれども、最長でもこのぐらいでとかそういった見当は何かお持ちでいらっしゃいますか。

○指導課長（宇都宮聡） そういったものを要綱の中で定めてはいませんけれども、毎年学校が違いますので、そこは毎年同じ学校に行っていたら、マンネリ化になるかもしれませんけれども、今まで違う学校を回っていただいているので、班に分かれておりますので、また3年たって新たな目で、校長も変わっていたり子供たちも変わっていたりしますので、そういった面では常に新鮮な目で見ていただけるかなというふうには考えております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。

ほかには何かございますか。

はい、小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） この第三者評価で昨年度の分について御報告、学校の評価した報告を私たちを見せていただいて、とても丁寧に詳しく見ていただいているので、いろいろの方たちもお仕事持ったりしていらっしゃるで大変かなとは思いますが、ぜひまた学校現場をよく見ていただいて、いい評価、しっかりといい面も悪い面もきちんと見ていただいて、評価していただくようによろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ほかには、何かございますでしょうか。

はい、寺村委員お願いします。

○委員（寺村豊通） この今出ている委員の方たちは再任ということですがもう何年ぐらいやっているんですか。

○指導課長（宇都宮聡） 人によって違いますので、3年間も続けていらっしゃる方もいれば、1年の方もいらっしゃいますので、ちょっとその詳細については今、手元に資料がございません。申しわけございません。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。ほかには何かございますでしょうか。

それでは、ないようですので、以上で質疑、討論を終わります。

それでは、お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長(紅林由紀子) はい、御異議なしと認め、議案第11号は原案どおりに決しました。それではどうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、議案第12号 平成25年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について説明をお願いいたします。

○指導課長(宇都宮聡) 平成25年度昭島市立学校学校評議員の委嘱について御審議よろしくお願ひいたします。

昭島市立学校の管理運営に関する規則第10条の4の規定に基づきまして、昭島市立小学校及び中学校に、昭島市立学校学校評議員を委嘱する必要がございます。昨年度につきましては4月と5月と分散してしまったような状況がございましたので、今年度は21校全ての学校をそろえて今回提案をさせていただくものでございます。御審議よろしくお願ひいたします。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

それでは、この件につきまして、本件に対しての質疑、御意見、御要望をお受けいたしますが何かございますでしょうか。

これで全校、21校全校ということですが、人数は少しばらつきがあるようなんですけども、この件についてはこの後補充というか、新たに学校によっては増えるという事はありますか。

○指導課長(宇都宮聡) 当然、増えるということも考えられますし、減るということも。

御高齢の方がいらっしゃるとか、いろんなことがございますので、その都度委嘱については議案として上げさせていただきたいとは思っています。

○委員長(紅林由紀子) ああ、そうですか。そうすると年度途中でそういった変更もあり得ることなわけなんですね。

○指導課長(宇都宮聡) はい。

○委員長(紅林由紀子) はい、わかりました。

ほかには何かございますか。

○委員(石川隆俊) 質問ですけれども、各学校に評議員を置かれるということになりますが、一種のこれは学校の、相談役みたいなものだと思いますが、実際どのくらい学校に出かけたり、あるいは呼び出されたりするものなんでしょうか。

○指導課長(宇都宮聡) 学校ごとに異なると思うんですが、行事ごとに来てくださって

いる方もいらっしゃいますし、あと定例会を開いて、そこで議論する場合もありますし、校長が必要な内容、例えば地域との絡みのことで必要なことが出てくれば、意見を聞くために開催することもございますので、学校によっては定期的に学期に1回開くところがほとんどだというふうに認識をしております。

○委員（石川隆俊） それで、そのいわゆるこの委員が何か報告書を提出するとか、そういう特別な義務のようなものは科されていないんですか。

○指導課長（宇都宮聡） それについてはございません。

○委員（石川隆俊） はい、わかりました。

○委員長（紅林由紀子） はい、よろしいでしょうか。

ほかに何かございますか。

この方々は、校長先生がこの方たちに評議員をお願いしたいということで、校長先生が捜してこられてお願いされた方々ということなわけですね。

○指導課長（宇都宮聡） はい、最終的には校長ということになります。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。それでは校長先生の学校経営のためにいろいろとアドバイスなり相談をしていただく方々というふうなことです。

ということですので、毎年決まった同じメンバーの方も結構いらっしゃるようですけれども問題ないかなというふうには感じました。

それでは、以上でほかに御質問や御意見がないようでしたらお諮りしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）」

○委員長（紅林由紀子） それでは、御異議なしと認め、議案第12号は原案どおりに決しました。それでは、よろしく願いいたします。

続きまして、議案第13号 昭島市社会教育委員の委嘱について説明をお願いいたします。

○社会教育課長（片岡国幹） それでは、議案第13号 昭島市社会教育委員の委嘱について、提案理由及びその内容について説明させていただきます。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項の規定及び昭島市社会教育委員設置条例第1条に基づき設置しております。

学校教育関係者として、小学校、中学校の校長先生からお一人ずつ専任をいただいておりますが、このうち、前つつじが丘北小学校の河瀬正校長先生が、人事異動で市外へ転出されたことに伴いまして後任の委員を委嘱する必要があるため提案するものでございます。

委嘱する委員はお手元の資料を御覧ください。

土屋正登、男、選出区分は学校教育関係者、東小学校長であります。
なお、委員の任期につきましては、前任者の残任期間となっております。
以上、よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
本件につきまして、何か御意見や御質問ございますでしょうか。
つつじが丘北小の河瀬先生の異動に伴う委嘱ということで、東小の土屋校長先生ということでございます。
よろしいですか。
それでは、お諮りしたいと思います。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」との声あり）」

- 委員長（紅林由紀子） はい、御異議なしと認め、議案第13号は原案どおりに決しました。
それでは、議案の審議がこれで終わりました。本日は、協議事項はありませんので報告事項に移ります。
報告事項1 昭島市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則の承認について説明をお願いします。

- 庶務課長（柳 雅司） 報告事項1 昭島市教育委員会事務局処務規則等の一部を改正する規則の承認について、御報告させていただきます。
本来ですと、規則の改正ということで、議案として審議いただくところですが、本件が組織の改正ということで、前回の3月22日の教育委員会には、議案提出が間に合いませんでした。4月からの組織改正ですので、4月1日には施行しなければいけない規則となっており、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項に、「教育長は、緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会が召集されるいとまがないとき、これを臨時に代理することができる」となっております。また、同条第2項で、「その内容を委員会に報告し、承認を受けなければならない」となっております。それに基づき教育長に代理していただき、今回の教育委員会で報告し、承認を得るものでございます。よろしく願いいたします。
まず、昭島市教育委員会事務局処務規則でございますが、この規則は、昭島市教育委員会事務局の組織、分掌事務及び服務について定め、もって教育行政の能率的な運営と責任の所在の明確化を図ることを目的としています。
それでは、改正について御説明させていただきます。
今回の主な改正内容は、学校教育部の学務課学務係と指導室教職員係を統合し、学校教育部指導課とすること及び学校教育部に統括指導主事を置くことによる分掌事務の改正と、あわせて規程の整備を行ったものでございます。
別紙の新旧対照表を御覧ください。
初めに、昭島市教育委員会事務局処務規則でございます。
右側になります旧第2条第1項の表で、学校教育部のうちの学務課学務係、指

導室教職員係となっていたものを、指導課に統合し、学務係、教職員係、指導係、特別支援係と改めました。

また、旧第4条中、第2項を削り、第3項を第2項とし、新たに第3項として「学校教育部に統括指導主事を置くことができる。」を加え、第4条中第5項を削りまして第4項を第5項とし、第4項として、「指導課に指導主事を置く。」を加えました。また新たに、第7項に「統括指導主事の担当事務は、教育長の承認を得て学校教育部長が定める。」及び第8項に「指導主事の担当事務は学校教育部長の承認を得て、指導課長が定める。」を加えました。

第4条の2、第4項中、「指導主事及び主査」を「主査、統括指導主事及び指導主事」に改め、別表中、学務課の項を削り、指導室を指導課と改め、指導課の係及び分掌事務を記載いたしました。

次に、昭島市教育委員会職名に関する規則についてでございます。

本規則につきましては、統括指導主事の職層名を明確にするため規程の整備を行ったものでございます。

次に、昭島市教育相談室設置規則、昭島市教育委員会検査事務規則、昭島市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則、昭島市教育研修室規則及び昭島市適応指導教室設置規則につきましては、学務課または指導室が指導課に改められたこと、または、学務課長または指導室長が指導課長に改められたことにより規程の整備を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

報告事項1についての説明が終わりました。本件に対する質問、御意見などございますでしょうか。

○委員（寺村豊通） 以前と違うのは、学務課長がいなくなったという形でよろしいんですね。

○庶務課長（柳 雅司） 学務課長がいなくなりまして、指導室と学務課が一体となりました。

○委員（寺村豊通） 指導室と学務課が一緒になって、指導課になって、課長が1名になった。

○庶務課長（柳 雅司） それから、統括指導主事が設置されました。統括指導主事はこの後の報告事項になっておりますが、課長相当職ということで統括指導主事が設置されました。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

あと指導課の中に、以前は指導室の中に教職員係だけだったのが、今度は指導係と係が4つに、学務課がなくなって学務係が指導課の中に一緒になったということだと思うんですけども、指導係と特別支援教育係というのは二つ新しく係

が設置されたというふうに認識すればよろしいのでしょうか。その教職員係と指導係の仕事の主なものは一体どういうものなのかというのをちょっと教えていただければと思いますが。

○指導課長（宇都宮聡） もともと指導室教職員係しかなかったのですが、実はそこに指導担当主査というのがありまして、そこに係員が1名ついて、やっていたんです。ただ係ではないので、主査ですので、仕事はしているのだけれども係名はなかった、だから係としてきちんと興しましようというのが今回の組織改正の一つの狙いでもあります。

それから特別支援教育係につきましては、これはまるっきり新設でございます。これは昨年度、特別支援教育推進計画を策定させていただきまして、そこを着実に実施していくためには担当部署が必要であり、相談窓口も一つは必要であるという今までのニーズにお応えしまして、この係を新設したというような内容でございます。

その、指導係の仕事の内容の振り分けにつきましては、こちらのほうの8ページからになりますけれども、その中に、例えば指導係の仕事内容といたしまして、学校の教育指導の援助に関する事、指導時の予算に関する事、教育計画事業、これはHDSプランですけれどもその推進ですとか、それから教科書採択の事務、それから教育振興基金等に係わるような、そういった指導主事が事業を展開して行くにあたってのバックボーンとなるお金ですね、予算的な背景をつけているそういった部署になります。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

実際に必要な仕事をしていくために、より係として、係が一つずつできて、より動きやすくなったとかそういったふうなイメージがあるんですけども、そういったとらえ方でよろしいでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） そうですね、今まで割と中で融通をきかせていたものをきちんと目的的な係として、学校をサポートする支援チームとして、今回の組織改正を図ったところでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございます。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、新しい体制ということで、ぜひどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で報告事項1を終わります。

それでは続きまして、報告事項2 昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項2 昭島市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令についてでございます。

本規程につきましては、学務課と指導室が統合され、指導課となったことから、指導室長、学務課長の専決事項であったものを指導課長の専決事項に加えるものがございます。

このほかに、教育委員会が所管する 42 件の要綱がございますが、これにつきましては学務課または指導室が指導課に改められたこと、あるいは学務課長または指導室長が指導課長に改められたことにより、規程の整備を行いました。なお、この 42 件につきましては、名称の変更だけであるため添付を省略させていただきました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

この件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

先ほどの組織改編に伴い、学務課長と指導室長と言った部分が全て指導課長ということでこのような規程の整備をされたということですが、よろしいですか。

すみません、すごく基本的な質問で申しわけないんですけども、このここにある独立行政法人日本スポーツ振興センターに関することというのはどういったことですか。

○指導課長（宇都宮聡） 子供が学校でけがをしますよね、そうするとお金が出ますよね。それを扱っているものです。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。そういえば去年そういう書類をもらってきたことを思い出しました。すみません、失礼いたしました。

ほかにはよろしいでしょうか。

では、この件はよろしいですね。それでは、報告事項 2 を終わります。

報告事項 3 平成 25 年度昭島市中学生海外交流事業について説明をお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 報告事項 3 平成 25 年度昭島市中学生海外交流事業について御報告いたします。

今回の交流事業の内容につきましては、平成 22 年 12 月 17 日にシェントン・カレッジと締結した「交流事業同意書」に基づいて実施するものがございます。

派遣先は、シェントン・カレッジ校、派遣期間は、8 月 1 日、木曜日から 8 月 9 日、金曜日の 8 泊 9 日、ホームステイ 6 泊、飛行機内で 2 泊を予定しております。現在、成田とパースの間の直行便がないことから、香港経由を予定しています。添付いたしました計画では、飛行機内 2 泊となっておりますが、往路におきましては初日の早朝に成田を出発し、1 泊目をパース市内のホテルとすることも検討してございます。

派遣人員につきましては、23 名以内で、派遣生 20 名、引率者 3 名で、引率者は事務局 2 名と瑞雲中学校の喜多野校長を予定してございます。事務局 2 名には、私も入れさせていただいております。対象派遣生は、市内中学校へ通う生徒及び市内在住で市外中学校へ通う生徒で、市内 6 中学校からは各校 2 名以上の参加を

基本に考えております。

参加費は10万円で、応募資格は、中学校2年生及び3年生でございます。

応募方法は、例年どおり応募する動機についての作文を800字以内で作成し提出することとなります。なお、市内中学校へ通う生徒と、市内在住で市外中学校へ通う生徒とは、募集方法及び周知方法等が異なっております。

選考方法は、作文審査と面接により決定いたします。面接については、中学校長と教育委員会部課長で行う予定でございます。

次に、日程表の裏面を御覧ください。シェントン・カレッジ生徒の受け入れについてでございます。

受け入れ校は、昭和中学校で、受け入れ期間は9月28日から10月7日までで、これはシェントン・カレッジの生徒が来る期間でございます。そのうちのホームステイの期間、これが中間考査後の10月1日からを予定しております。ホームステイ前は、市内のホテルに滞在をしていただきます。

人数については、現在協議中でございますが、10名から15名程度を予定しています。

平成25年度昭島市中学生海外交流事業については、以上でございます。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
この件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。
- 委員（石川隆俊） いつも確か定員よりも多くの希望がありましたですね。2倍もいってなかったでしたかね。
- 庶務課長（柳 雅司） 昨年は、応募生徒数48名ございまして、派遣生は20名となっております。
- 委員長（紅林由紀子） ということは、倍以上ということですよ。
- 庶務課長（柳 雅司） 例年、そうですね。23年度は57名の応募に対して20名の派遣、22年度につきましては60名の応募に対して。
- 委員（石川隆俊） そうするとその、選抜というのはもちろんフェアにすべきことだと思いますけど、学校のバランスとかいろいろあるでしょうね。
- 委員長（紅林由紀子） その辺は選抜されるにあたって学校ごとの人数とかその辺のバランスは考慮されてらっしゃるんでしょうか。昨年について。
- 学校教育部長（丹羽 孝） それにつきましては先ほど庶務課長から言いましたように、1校は2名以上は。もちろん募集が少なければ当然繰り上げますけれども、あまり少なければちょっと違います。大体平均的には出てきておりますので、1校から2人以上は出したいということで、バランスを取りながら、あとの者については全体を見ながら決定をしようということになっております。

○委員長（紅林由紀子） はい。ということだそうです。よろしいでしょうか。

○委員（寺村豊通） 現時点で大分応募はあるんですか。

○庶務課長（柳 雅司） とりあえず学校に投げかけてはいますけれども、現在学校で集計中です。希望者は学校にまず応募する。それから市のほうに連絡がくる形になっていますが、まだ市の方に連絡がきておりません。市外の学校に通う応募については市で直接受けることになっておりますが、市外の方についてもまだ応募はございません。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。2日から募集が始まっているということで。今年は一昨年のシェントン・カレッジということなわけですね。去年とはまた学校が違って。ほかの条件はもうほとんど同じですよ。日数、人数等につきまして。
はい、わかりました。ありがとうございました。
はい、小林委員お願いします。

○委員（小林和子） 受け入れる場合のことなんですが、ホームステイするということですが、向こうへ行った子供たちがホームステイしますよね。それで同じように、そのお子さんの家庭にホームステイということではなくて、全然違うところにホームステイ、あるいは二十何人行きますよね、それ以外の家庭にもホームステイ、だから外国のお子さん、このシェントン・カレッジの子供たちが、全然自分の子供は派遣されていないけど受け入れるだけ受け入れるということもあり得るのでしょうか。

○庶務課長（柳 雅司） 派遣された生徒だけでなく、ほかの生徒も受け入れる形になっています。また、派遣した生徒の家に受け入れしないということもございます。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。

○学校教育部長（丹羽 孝） 今回受け入れ校につきましては昭和中学校でお願いをするつもりであります。まずは、昭和中学校で10人から15名のホームステイ先を確保できれば一番いいとは考えております。また、派遣生は合計で20名しかおりませんので、昭和中学校から行ける人数は、限られてきます。そうすると行けても4名とか5名とか分りませんが、昭和中学校から5名行けたとしても10名は派遣生以外の家にホームステイしていただくことになります。行ってこいのホームステイの形にはなりません。なかなか昭島の場合、家の事情等もありますので、ホームステイ先を見つけるのも大変なのかなとは思っております。

○委員（石川隆俊） ちょっと話が外れますけれども、オーストラリアというのはものすごく土地が広いですよ。たまたまうちの弟なんか留学して帰ってくると本当

に急に日本が小さく感じるようなんですけど、そういうその日本の、日本は一般にそんな広いうちはないわけですから、どんな感想ですか。

○学校教育部長(丹羽 孝) 日本に来た生徒の感想すけれども、同じ部屋と一緒に寝て、よくコミュニケーションが図れ、それはそれなりに楽しいと。ホームステイを受け入れる家庭については初め、別に一部屋用意しなければいけないのかという心配もあったんですけども、そういうことではありませんと伝えております。日本は日本の生活の実態を逆に見せてくださいと。逆に言えば一緒に寝させてください、というのを言っております。確かに向こうに行くと部屋が10個とかそういうところもあると聞いています。プールもあったとかそれこそ話があるんですけども、日本は日本の住宅事情がありますので、日本らしいものを逆にいけば求めたほうがいいのかということをお願いしております。

○委員(石川隆俊) ご飯もいっしょに食べるわけですね。

○学校教育部長(丹羽 孝) 当然ご飯も一緒に食べて、特に日本の場合は、日本に来たときについては、お父さんお母さん一緒に、それこそ兄弟も一緒に、みんなで話をしてくれるような関係です。本当に生徒の家でお互いのコミュニケーションを少しでも図ろうという、お父さんお母さんも気を遣っていただいております。日本語は非常に難しい面がありますので、結局英語の会話が多いようです。でも、折角、日本に来ていて一応日本語を勉強したいという気持ちを持っていますし、向こうで日本語の勉強をしている生徒なものですから、片言はわかりながら、でもやっぱり英語ができてきているようなことは聞いております。

○委員長(紅林由紀子) あと、昨年度行ったお子さんの中で、昨年度の受け入れは挿中でしたけれども、昨年度行った昭中のお子さんが、今年昭中に来るんだったらうち泊まってほしいなという声、言っているというような話もちょっと聞きました。ですので、とてもいい機会ですので、ぜひホームステイ、どんどん受け入れていただきたいなというふうに思います。

ほかには何かございますでしょうか。

それではまた今年もこの事業、どうぞ事故のないようにぜひ成功できますようにどうぞよろしく願いいたします。

それでは続きまして、報告事項4 平成24年度就学支援の状況について説明をお願いいたします。

○指導課長(宇都宮聡) 報告事項4 平成24年度就学支援の状況について御報告いたします。

平成24年度中に行われました就学相談・転学相談・情緒障害等入隊級相談・難聴・言語入隊級相談に対するそれぞれの委員会の判定結果の報告でございます。

1の就学相談結果でございますけれども、平成25年度に新たに小・中学校に就学する児童生徒の相談に対しまして、通常の学級が適しているのか、特別支援学級が適しているのか又は特別支援学校が適しているのかの判定結果でございます。

小学校では、48名の相談がございました。これに対して、特別支援学級が適しているという判定が出た児童が12名、特別支援学校が適しているという判定が出た児童が9名、通常の学級が適しているという判定が出た児童が18名、相談のみで判定まで行かなかった児童が9名でございます。

中学校では、相談者数は15名、特別支援学級が適しているという判定が出た生徒が14名、特別支援学校が適しているという判定が出た生徒が1名でございます。

この判定に対して実際の進路につきましては右の欄のとおりでございます。例えば、小学校の特別支援学級でございますけれども12名の児童が特別支援学級が適しているという判定が出ましたけれども、その結果、共成小学校の若草学級に通うことになった児童が2名、つつじが丘南小学校の杉の子学級に通うことになった児童が5名、田中小学校のふたば学級に通うことになった児童が2名、判定は特別支援学級ですけれども保護者の希望により通常の学級に通うことになった児童が3名でございます。

続きまして、2の転学相談の結果でございます。

転学につきましては、通常の学級に通っている児童生徒が特別支援学級や特別支援学校に移りたい又はその逆に、特別支援学級や特別支援学校から通常の学校に移りたいという相談に対して、就学支援委員会の判定結果でございます。

小学校では11名の児童から相談がございました。判定は特別支援学級が9名、特別支援学校が1名、相談のみの児童が1名。

中学校では、3名の生徒からの相談に対しまして、特別支援学校の判定が2名、相談のみの生徒が1名でございます。

結果につきましては右の欄のとおりでございます。

続きまして裏面になりますけれども、情緒障害等入級相談結果でございます。情緒障害等通級指導学級への入級の相談に対する入退級判定委員会の判定結果でございますけれども、小学校では38名の児童から相談がございまして、入級適と判定された児童が36名、入級不適と判定された児童が1名、相談のみの児童が1名。

中学校では11名の生徒からの相談に対して、全員が入級適という判定になっております。

なお、小学校で入級不適となった児童につきましては、学習面での課題があり、知的にも遅れがあることから、固定学級での指導を必要とする児童で引き続き保護者面談の継続を予定しているというそういったものでございます。

なお、判定に対する結果につきましては、右の欄のとおりでございます。

続きまして、4 情緒障害等退級相談結果でございます。

平成24年度は、退級が適していると判定された児童が4名おります。

続きまして、5 難聴・言語入級相談結果でございます。

16名の児童からの相談に対して入級適の判定を受けた児童が14名、入級不適という判定を受けた児童が1名、相談のみで判定までいかなかった児童が1名となっております。なお、入級不適となった児童につきましては、難聴・言語の障害というよりも、不登校のため適応指導教室での指導を要する児童であり、今後申請が出る予定でございます。

続きまして、6 難聴・言語退級相談結果でございます。

症状が回復してきているのに退級したいという児童が主でございますけれども家庭の事情により送迎が困難なため、退級を希望するという児童もおりまして、合わせて7名の児童から相談がございましたけれども7名全員を退級許可という判定になっております。

以上のとおり御報告申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員（小林和子） それぞれの項目に相談のみというふうなことで載っているんですが、この相談のみのお子さんについてはそのまま普通学級に在籍という形になるんですか。

○指導課長（宇都宮聡） これは保護者からだけの相談で、実際にお子さんに会っていないので、どういう症状なのかというのがわかりませんので、今後保護者の方からまた継続相談があれば追いかけていきたいとは思っておりますけれども、通常の形態という。

○委員長（紅林由紀子） この、転学についてなんですけれども、ここに載っている件数が全て通常学級から特別支援学級なり特別支援学校に転学するといった形の結果になっているわけなんですけれども、逆のというか、固定学級から、通常学級に戻るというケースは、あたりは、そういう場合もあり得るんですか。

○指導課長（宇都宮聡） あり得ますが、原則的にはなかなか難しいかなと。要するに小学校、中学校の段階で、発達支援に対してのフォローができて戻れるというのはなかなか難しいかなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

やはり、これはいろいろなこの就学相談を受けるような対象になっているようなお子さんを持っていらっしゃるお母様方の話をちょっと聞いたりすると、やはり本当にそこで1年生からそこに入れたら、本当にそのままずっとほかの子と通常学級とは全く違った学級でそこから出ることはないんじゃないかという不安もあって、やはりできることなら通常学級に最初に入れてあげたいみたいに思っている保護者の方もいるようなんです。けれども、実際に本当にその子供にとってどういった教育環境にあることがベストなのかということも含めての判定だとは思いますが、そういった相談の中で、保護者の不安がなるべく解消できるような、戻るといえることはあるかをいうのではなく、やはりほかの子供たちとの今、いろいろ交流とかも学校で取り組んでいらっしゃるけれども、やっぱりそういうことがもっと積極的に行われていってほしいということでもあります。そういうことも含めて保護者の不安をなるべく解消していただけるような相談をしていただきたいなというふうに、私はその相談の現場をあまり知らないのですが、ちょっと勝手なことを申し上げますけれども、そういうふうに

感じていますが、その辺どのようにお感じになっていらっしゃいますか。

○指導課長(宇都宮聡) 今おっしゃられた件については、特別支援教育推進計画の中に、保護者の啓発ですとか相談機能の充実という中で出しているのであって、ここでの相談というのは単に、どうしますか、こうしますかだけではなくて、ウイスクとかの知能検査等もとって、専門家が見て、この子にとってどういうふうな学習形態が適切なのかということ判断してやっているものですので、親御さんの不安な気持ちは私もよくわかりますけれども、お子さんにとって適切な就学というのはこういった形じゃないですかという形でこのお話をせざるを得ないだろうなというふうに思っているわけです。

気持ちとしては通常学級でというのがありますし、交流教育をさらに充実させていかなきゃいけないとか、もう少し言えば、インクルーシブ教育を進めていかなければならないということも考えていかなければならないと認識しておりますが、それに至るには、まだこの推進計画始まったばかりですので、その中でこの5年間見直しを持ってやっていきたいと思えます。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございます。

そうですね、ぜひそういった部分の交流教育なり、そういうインクルーシブ教育なりがぜひ実現していただけるように、何とぞどうぞよろしく願いいたします。

ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

じゃあ、この件はこれで終わりにしたいと思います。

それでは、続きまして、報告事項5 平成24年度指定学校変更区域外就学の処理状況について説明をお願いします。

○指導課長(宇都宮聡) 報告事項5 平成24年度指定学校変更・区域外就学の状況について御報告を申し上げます。

1の指定校変更ですけれども、これにつきましては、学校教育法施行令の規定によりまして、児童・生徒に対し、通学すべき学校を指定することとなっておりますが、教育委員会が相当と認めるときには、保護者の申し立てにより指定した学校を変更することができるかとされております。教育委員会では、指定校変更の基準を設けて対応しているところでございます。

表の説明をいたしますけれども、指定校の欄につきましては、指定された学校に通うべきところ、個々の理由により、市内の他の学校に通っている児童・生徒の人数を表したものです。

通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学をしてきている人数です。その理由別の内訳が右の欄に示されております。

例えば、東小学校の例で申し上げますと、指定校の4人につきましては、東小学校の学区域に住所がある児童が、個々の理由により他の学校に通学している方の人数です。また、通学校の11人につきましては、右の欄の理由により他の区域から東小学校に通っている児童の人数ということになります。

内訳の中で、例えば転居の2人につきましては、東小学校の区域外に転居した

けれども、引き続いて東小学校に通いたいという方、それから、兄弟・姉妹関係の3名については、すでに兄弟・姉妹が東小の区域外から指定校変更をして通っているため、平成25年度の新1年生につきましても、入学時点から東小学校に通いたいという児童です。仕事の関係で子供を預ける、の6人につきましては、両親が共稼ぎのため、放課後子供が家に帰っても誰もいないので、東小の区域に祖父母が住んでおり、そこで一時的に預かってもらうために東小に通いたいという児童でございます。

全体で申し上げますと、指定校変更につきましては、転居を理由とする方が小学校で54名、中学校で19名。転居予定の方が小学校で4名、中学校で1名、兄や姉が通っているので弟や妹もその学校に通わせてもらいたいというのが小学校で32名、中学校で4名。保護者の仕事の関係で祖父母宅等に一時的に子供を預けるという方が小学校で19名、中学校で2名。クラブ活動やいじめ、不登校回避など教育的配慮をしたものが小学校で6名、中学校で16名。前の学年で指定校変更を認められていたので、引き続き指定校変更を行う方が小学校で4名、中学校で29名。その他の理由が小学校で2名、中学校で9名、合計いたしますと、小学校121名、中学校80名、合計で201名となり、今年の231名よりも30名の減をしております。

次に2の区域外就学でございますけれども、これは市外から市内の学校へ、また、市内から市外の学校へ通うことを教育委員会が承諾して、就学するものでございます。

市内から市外への転出等により、住民票は市外にあるんですが、本市の学校に通いたいという方が、小学校で18名、中学校で14名、合計32名で昨年度の25名よりも7名の増となっております。

また、本市に転入したけれども、引き続き他市の学校に通いたいという方が小学校で19名、中学校で20名、合計が39名で、昨年度の48名よりも9名の減となっております。

理由の内訳につきましては、右の欄にお示しいたしましたので御覧いただければと思います。

以上で御報告を終わらせていただきます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして何か御意見や御質問ございますでしょうか。指定校変更区域外就学の状況ということでございますが。

30名減と、指定校変更が30名減というお話でしたけれども、人数がですね、これにつきましては、特に何か理由、推測できるような、その都度その都度の状況ですので、特に思い当たるあれはないですか。

いろいろ、昭島市の中もいろいろ住宅事情が、マンションが建ったり、宅地になったりいろいろ変化しているので、そういった部分も関係しているのかなというふうにはちょっと思ったりはしたんですけども。

○指導課長（宇都宮聡） 30名の減、指定校変更するのが30名減っているということで、ということは、当該の指定校で満足をしていただいているというふうには

も取れますので、いいほうに考えられるかなとは思っておりますが。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。これでこの先学区域がまた変更になったりするとここの数字が増えるということもあり得るかもしれないですね。

○委員（石川隆俊） ちょっと奇妙な質問ですが、例えば教育委員会としましてその判定のとき、少しわがままな基準であるということで、あるいはちょっと無理ですというふうに断る場合なんかもないわけじゃないですね。

○指導課長（宇都宮聡） 先ほどもお話ししましたとおり、本市では指定校変更等は認める基準がございますので、その基準から逸脱する場合には、それはできませんとはっきり申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） ということでございます。

それでは、特にほかにはよろしいですね。はい、ではこの件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項6 平成25年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について報告をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 報告事項6 平成25年度昭島市立小・中学校学級編成の状況について御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

1 各学校別児童・生徒数及び学級数、また教員数でございます。

(1) の小学校でございますが、4月の入学時現在の状況でございます。表の中の実数は児童数、括弧の中の数字は学級数を示しております。今年度、小学校2年生については「35人以下学級対応加配」として学級規模の縮小を選択したことによりまして、小学校1年生と2年生が35人で1学級、3年生から6年生は40人で1学級という計算になっております。

小学校全体の学級数は210学級で、昨年度の206学級よりも4学級の増となっております。

児童数では、5,616名で昨年度の5,635名よりも19名の減となっております。通常の学級・児童数につきましては、学級数では富士見丘小学校、中神小学校、拝島第二小学校が1学級の増、つつじが丘南小学校、成隣小学校が1学級の減でございます。児童数では全体で24名の減となっております。

特別支援学級の固定級の児童数ですが、共成小学校が14名で昨年度より1名の減、つつじが丘南小学校が20名で昨年度より3名の減、田中小学校が25名で昨年度よりも5名増。学級数は共成小学校が2学級、つつじが丘南小学校が3学級で昨年度と同数でございます。田中小学校が3学級から4学級で1学級の増とい

うふうになっております。

続きまして、裏面にまいりまして、(2)の中学校になりますけれども、中学校につきましては、今年度第1学年については「中学校1年生35人以下学級対応加配」によりまして、学級規模の縮小を選択いたしまして、中1が35人で1学級、2、3年生が40名で1学級となっております。中学校全体の学級数は86学級で4学級の増、生徒数は2,678名で昨年度より41人の増となっております。通常の学級では、昭和中学校が13学級で昨年度より1学級の増、福島中学校が8学級で昨年度より1学級の増、清泉中学校が17学級で昨年度より1学級の増、拝島中学校が16学級で昨年度より1学級の増、多摩辺中学校が10学級で1学級の増、増えています。生徒数では全体で2,645名で昨年度より47名の増となっております。

続きまして、特別支援学級の固定級の生徒でございますけれども、昭和中学校が25名で昨年度より4名の減、多摩辺中学校が8名で昨年度より2名の減で、学級数につきましても2学級から1学級の1学級の減をしております。

続きまして、2の特別支援学級在学者学年別内訳でございますけれども、実数で書かれているのが固定級でございます。括弧書きされているのが通級指導学級でございます。

固定級につきましては、先ほど御説明いたしましたので、通級指導学級について御説明をさせていただきたいと思っております。

富士見丘小学校の言語障害の通級指導学級の児童数が35名で昨年度より3名の増、難聴が2名で昨年度と同数、東小学校の情緒障害が26名で昨年度より1名の減、拝島第三小学校の情緒障害学級が35名で昨年度より3名の増、今年度新設されましたつつじが丘北小学校の情緒障害につきましては16名で学級数は2学級でございます。

中学校では、瑞雲中学校の情緒障害学級が15名で昨年度よりも3名の増でございます。

なお、申しわけございません、ここには資料がございませんけれども、私立・都立・国立学校への入学状況でございますけれども、小学生では16名の新生が私立等へ入学をいたしました。入学通知を出した人数は881名でございますので、1.82%の小学生が私立等へ入学いたしました。

中学生では、98名の新生が私立等へ入学をいたしました。入学通知を出した人数が938名でございますので、10.4%の生徒が私立等へ入学いたしました。

以上、御報告をさせていただきます。

○委員長(紅林由紀子) はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

○委員(石川隆俊) 全般的にあれですか。昭島市の人口がどうなのかという問題と子供の出生率等を考えて、さっき全体に私立はともかく少し増えているんですね。ということは、昭島にとどまる人が増えてきているとこう見ていいですかね。学校数が増えているんですね。

○指導課長(宇都宮聡) 申しわけございません、児童数は19名減になっております。生

徒数が41名増ですので、あんまり変化していないということなのです。学年進行で動いているというそれぐらいのことかなというふうに思います。

○委員長（紅林由紀子） ほかにはよろしいでしょうか。

いろいろ学級の人数についてはいろいろ、小学校1、2年生、中学校1、2年生が昨年から小学校1、2年生については35名ですよね。中学生については今年から1年生が35名ということで、より適切な授業がしやすい環境には少しずつ近づいてきているのかなというふうな感想はもちました。
よろしいですか。

○委員（小林和子） 別件でいいですか。教職員のほうなんですけど、嘱託員等って、この方たちは実際に児童生徒の指導に当たる方たちですか。

○指導課長（宇都宮聡） これは、嘱託員等というのは事務職で再任用とか非常勤の勤務をしている方の人数です。

○委員（小林和子） わかりました。じゃあ都の採用の方ね。

○指導課長（宇都宮聡） はい、都の採用です。

○委員（小林和子） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

では、この件はこれで終わりたいと思います。お疲れさまでした。

それでは、続きまして、報告事項7 平成25年度昭島市立学校教職員異動の概要について説明をお願いします。

○指導課長（宇都宮聡） 平成25年度昭島市立学校教職員異動の概要について御説明を申し上げます。

まず、表面、転入の状況でございますけれども、まず小学校でございますが、内転が5名、外転が25名、新採が21名、期限付きが今年0名、合計51名が転入ということになります。

中学校につきましては、内転0名、外転が16名、新採が12名、期限付きが2名、合計30名ということになります。

下の表につきましては、前任地区の状況でございますので御覧をいただければと思います。

それに対しまして裏面の転出の状況でございますけれども、内転が5名、これは先ほどの内転と同じ人数ですので同じです。外転が22名、退職が14名、合計41名ということになっております。

中学校につきましては、内転が0名、外転が14名、退職については9名ということで、合計23名ということになります。下につきましては転出先の状況になっております。

表面の転入と転出、例えば小学校が転出が41名で、転入が51名ですので、あれって思われるかなと思うのですけれども、先ほど学級数のところで御説明をしましたけれども学級数が増えている、中学校のほうも10名、23と30ですので7名の差があるわけですけれども、これも先ほどの学級数の増のところ、それから、小学校においては、ごめんなさいもう一つ、通級指導学級のつつじが丘小学校が増えましたので2学級ですので、教員が3名ですので、もうここだけで3名増えているということで、こんなような状況になっております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

はい、それではただいまの件につきまして何か御質問や御意見ございますでしょうか。

この小学校、中学校合わせてなんですけれども、教科別にとりか、全科、音楽、図工といったような形で載っておりますが、このうちの特支っていうふうに書いてあるところは、特別支援教育のための教員の方の数のことかなというふうに思ったんですけれども、この方たちは、特に特別支援教育のそういった免許を持っている方ではないわけですか。

○指導課長（宇都宮聡） 持っている方もいますし、持っていない方もいます。今、東京都の異動要綱では、2地区目異動とありますけれども、最初初任で入った学校から次の学校へ異動するとき、そのときには島へ行くか、特別支援学級へ行く可能性がありますよというふうにいわれるわけなのですけれども、そういうふうには2校目で来た人もいますし、今回つつじが丘北小学校に入った、通級指導学級の教員は、あきる野学園のほうから3年間の人事交流で来ている方もいらっしゃいますし、さまざまな方がいらっしゃいます。

○委員長（紅林由紀子） そうすると、そういった2地区目でこられる方は、その前は普通学級、通常学級で普通に教えていらした方が入ってこられて異動して、固定学級の教員になるっていうケースもあるということですね。

○指導課長（宇都宮聡） はい。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。理解しました。
ほかに何かございますか。

○指導課長（宇都宮聡） 別件ですけれども、先ほどお話しした嘱託員のところの人数でございますけれども、ごめんなさい、裏面の注意書きのところには、嘱託員は非常勤教員及び事務嘱託員を含むというふうに書かれているんですけれども、そうすると人数が違ってきますね。ちょっと確認をさせていただいて、また後ほど御報告をさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員長（紅林由紀子） 先ほどの小林委員の質問の件についてですね。わかりました。

それではわかり次第また御報告いただければというふうに思います。

ほかにはよろしいでしょうか。ということで、また今年も新しい先生が33名ですか、ここの数を見ると。新採というところが。33という数ですけども、これだけの新しい先生方が昭島にいらっしゃったということで、また新人教育というか、主任者の先生方の教育が大変だと思いますけれども、ぜひどうぞよろしくお願いたします。

では、よろしいでしょうか。ではこの件は終わりたいと思います。

続きまして、報告事項8 昭島市立福島中学校給食調理業務委託について説明をお願いします。

○学校給食課長（沖倉正樹） それでは、報告事項8 昭島市立福島中学校給食調理業務委託について御報告申し上げます。

本案件につきましては、平成24年11月の教育委員会定例会で、福島中学校の給食調理業務を平成25年度から委託して実施できるよう準備をしていることを報告させていただきましたが、本年4月1日付で正式に委託契約を締結いたしましたので、報告資料8のとおり御報告申し上げます。

報告資料8をご参照ください。

まず、委託契約の相手方でございますが、東京都千代田区でございます一富士フードサービス株式会社関東支社でございます。既に瑞雲中学校で実績がございます。

委託の期間は2のとおり平成25年4月1日からの3年間。

委託契約の相手方の決定方法につきましては、価格と企画提案内容を総合的に判断して決定いたします指名型プロポーザル方式を採用いたしました。この結果につきましてはホームページで公表してございます。

委託業務の範囲でございますが、資料の4に記載されておりますとおり調理作業、配缶作業、運搬作業、食器等洗浄、消毒、保管作業、施設設備清掃作業、点検作業、残滓等廃棄物処理作業等、調理に係わる一連の作業でございます。

給食の開始日でございますが、昨日、平成25年4月10日から1学期の給食を開始いたしました。

保護者への周知方法でございますが、PTA役員会、また1、2年生の保護者会で説明をさせていただいたほか、2度にわたり文書でお知らせをさせていただいております。

以上のとおりでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございます。

福島中学校での、給食調理業務委託ということで、実際に10日から給食を開始しているということでございますが、何かこの件につきまして御質問や御意見ございますでしょうか。

これで3校目ですよね。この会社は瑞雲中と同じということなんですけども、もう1校は、多摩辺でしたっけ。多摩辺とはまた別の会社ということで。

この保護者の方への説明等いろいろしていく過程で、何か不安に感じていらっしゃるかどうか質問とか御意見など何かありましたでしょうか。

○学校給食課長（沖倉正樹） 説明会、また説明会が終わった後も電話等でお気軽にお問い合わせくださいということをお願いしたんですけれども、特に質問ですとか不安の声とかは聞かれませんでした。

ただし、瑞雲中学校のときに何件か直接いただいた御意見については最初にそれを述べさせていただいて、それについてのこちらの見解等も申し上げてはおりますので、だいたいその辺の共通するところで御不安があったのかなというふうに考えております。

○委員長（紅林由紀子） それはどういったことでしたでしょうか。

○学校給食課長（沖倉正樹） どこまで委託されるかというような問題が一番でした。後は勘違いされていて、委託後も同じ場所で行っているんですけれども、お弁当を買うような方式に変更になったというふうに勘違いされている方も、瑞雲中のときにはありました。その点は最初にそういうことではありませんというのを申し上げました。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。どうもありがとうございました。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、3校目ということで、瑞雲中でも実績のある会社ですので、不安なことはないと思いますが、何とぞ事故等ないように安全でおいしい給食をぜひまた続けていただければと思います。何かありましたらまた御報告をお願いします。

それでは、この件は終わります。

続きまして、報告事項9 拝島駅自由通路内展示ケースの使用に関する要綱の一部を改正する要綱について説明をお願いします。

○社会教育課長（片岡国幹） 報告事項9 拝島駅自由通路内展示ケースの使用に関する要綱の一部を改正する要綱について御報告申し上げます。

拝島駅自由通路に設置しております展示ケースの利用団体が増えたことから、より多くの団体に活用していただくため1回の利用日数を変更し一月に2団体を使用できることとし、3団体を超える申請があるときは抽選とすることを明確にしたものでございます。改正の内容についてでございますけれども、恐れ入ります、資料の裏面を御覧ください。

第4条1項では、「以下申請開始日という」を加え、同条第2項以降の申請開始日を特定したものでございます。

第2項では、「30日を超えることができない」としていたものを、「次に掲げる日数を超えることができない」と改め、(1)として、申請開始日に2団体以上から申請があった場合15日、(2)前項にかける場合以外の場合30日、といたしたものでございます。

さらに第5条第3項で、「ただし、申請開始日に3団体以上から申請があった場合は抽選で2団体を選出する」を加え、教育委員会が特に必要があると認める例外規定を第4号としたものでございます。

なお、この改正要綱の実施日は平成 25 年 5 月 1 日となります。よろしくお願ひ申し上げます。

- 委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
 拝島駅の自由通路内展示ケースの使用に関する要綱の変更と、改正ということでございますが何か。
- 委員（石川隆俊） 私も駅をおりるときに時々見せてもらっていますが、なかなかおもしろいものですね。あそこは確か、拝島駅というのは、福生市と昭島のちょうど間にあって両方の所属ですよ。そうするとこっちは福生だけれどこっちは昭島とか決まっているんですか。
- 社会教育課長（片岡国幹） 駅の自由通路につきましては、昭島でございます。北口ですか、おりると福生と。
- 委員（石川隆俊） あそこは昭島分なわけですね。駅の所属は昭島ですね。そうかそうか。
- 社会教育課長（片岡国幹） 失礼しました。またいでおります、管理が昭島ということでございます。自由通路の管理が昭島。
- 委員（石川隆俊） じゃあつまり、福生の人は使えないわけですね。
- 社会教育課長（片岡国幹） このケースについてということでございますね。
 はい、市内の団体ということで規定しております。
- 委員（石川隆俊） 私も見ていて福生のものはなかったですよ。なるほど。
- 委員長（紅林由紀子） ほかに何かございますでしょうか。
 これはこのように改正になった背景としましては、結構やっぱり申込みというか、割と人気があるということがあるんでしょうか。
- 社会教育課長（片岡国幹） こちらについては平成 20 年度から、途中から開始をしているんですけど、当初は利用する団体が少なかったんですけども、30 日以内ということをやっていると、ひと月単位でやりますので、年に 1 回という規程を設けてございますので、12 団体ですとちょうどいいんですけども、それを超えるようになりまして抽選になることが出てきましたので、ひと月使うのがいいのか、それともこのケース 3 つありますので、それを分割して使用するのがいいのかということで、使っている団体にアンケートをとらせていただきました。この結果 15 日ぐらいでいいから、なるべく多く使わせてほしいということで、こういった改正をさせていただきました。
- 委員（石川隆俊） 拝見するところ、力作が多くて写真だとか絵だとか、毎回変わって

面白いんですよ。あれは、団体は昭島市内にある特別な資格のあるものしか出せないんですよ。

○社会教育課長（片岡国幹） 5人以上で構成する市内の団体ということで。

○委員（石川隆俊） じゃあ仮に5人が団体ということになれば出せるわけですね。

○社会教育課長（片岡国幹） はい、そうです。

○委員（石川隆俊） するとだから、内容の質とかそういうものをチェックするのはないわけですね。これはちょっとレベルが低いとか。影響力が大きいと思うんです、あれは。だから下手に使うと風格も下がるし。つまり、やっぱりいいものを出さないよね。本当に駅の真ん前ですからね。だから非常に広告箇所も多いし内容もよく周知されるし、だからいいものが期待されたいですね。本当はね。

○社会教育課長（片岡国幹） 御指摘のように非常にいい場所で駅を利用する方、多くの方に御覧いただけるということで団体のほうも活用していただいておりますので、今の御意見を参考にしながら、いまのところ御指摘にありましたようにいいものが並んでおりますので、今後もそういうふうに使えるように努めてまいりたいと思います。

○委員長（紅林由紀子） はい、そうですね。非常に多くの方の目にとまるところですからもちろん、うまい、下手とかそういうことは特にないかなというふうに思いますけれども、やっぱりあまり文化的によろしくないものみたいなのが展示されてしまうとかそういうことはやっぱりあり得ないというわけですかね。

○社会教育課長（片岡国幹） 今までのところはそういったことはございませんし、これからはそういうふうにはならないように努めてまいりたいと思います。

○委員（石川隆俊） やっぱりあそこは本当に駅前のすばらしい場所だと思います。だから言うなれば、ちょっとした小さな会場でやる以上の効果があるわけで、いいものをぜひ、風格のあるものを出すようにひとつお願いします。

○委員長（紅林由紀子） ではぜひ、人気があるということですので、今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、これは終わりますので、続きまして、報告事項10 スポーツ祭東京2013文化プログラムについて説明をお願いします。

○国体推進室長（武藤 茂） 報告事項10 スポーツ祭東京2013文化プログラムについて御報告申し上げます。資料のほうを御覧いただきたいと思います。

文化プログラムは、スポーツ祭東京2013の開催を契機に、全国から訪れる選手、役員及び一般観覧者や多くの都民に東京都の文化・芸術を広く紹介し、東

京の魅力を全国に発信していく事業ということで位置づけて開催させていただいております。各市の実行委員会から推薦いただいたものを東京都実行委員会がまとめたものとなっております。

昭島市においては、資料の 14 ページから 15 ページにおいて、6 つに事業を紹介させていただきました。本市のみならず、他市区町村の事業もぜひご覧いただき、ぜひ御参加または御覧になっていただきたいと思っておりますので参考にさせていただければと思い、報告をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。
ただいまの件につきまして、何か御質問や御意見ございますでしょうか。
これは、このスポーツ祭東京の会期と一致しているというわけではないんですか。

○国体推進室長（武藤 茂） これは、各市区町村の年間の行事の中で全国に紹介していきましようということに目的がございますので、会期期間中だけではなく年間をとおしてのイベントという形になっております。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ありがとうございました。
ということだそうです。いろいろな各市のいろいろな文化的な面白そうなイベントもございまして参考に行ってみてはいかがでしょうか。
特によろしいですか、この件につきましては。
すみません、このプログラム自体は何かどこかに配布したり置いたりとかそれはどうですか。

○国体推進室長（武藤 茂） この資料につきましては、市内の各施設に置いてあります。

○委員長（紅林由紀子） 持って行けるようなぐらいの部数はおいてある。

○国体推進室長（武藤 茂） はい、大丈夫です。配布させていただいておりますので。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。いろいろ興味深い部分もあるようですのでそういうふうにしていただければというふうに思います。
それでは、この件は終わります。

以上で、報告事項 1 から 10 までの説明が終わりました。報告事項 11 から 15 につきましては資料配付のみとなっておりますが、事務局への質問などございましたらお願いします。

11 は、昭島市教育委員会事務局職員の人事異動について。

12 平成 25 年度青少年とともにあゆむ地区委員会スポーツ大会の日程について

13 「読み聞かせの基礎講座」の開催について

14 子ども読書活動推進事業「中学高校生の読書フォーラム 2013」の実施報告について

15 第6期昭島市民大学2次過程の開催について

でございます。何かございますでしょうか。

13の読み聞かせの基礎講座につきましては、昨年、私も参加させていただきまして非常にためになりましたので今年もこのような講座が開催されるのは、とても楽しみというか、今年も開催されることは本当に喜ばしいことだなというふうに感じております。

また、14の中学高校生の読書フォーラムにつきましても3月参加させていただきましたが、講師の先生が、オーディエンスの質問をととてもこまめに受けつけてくださって、とても活発なQ&Aタイムが持てて、とてもいい機会だったなというふうに感じました。また来年も楽しみにしていますのでどうぞよろしくお願い致します。

何か感想などございましたら。

○市民図書館長（太田 勇） 読み聞かせ基礎講座につきましては、年度当初の学校における図書委員等の募集に間に合うように、校長先生宛に報告の講座を実施するという案内を送付しました。委員長、今年もぜひ参加をお願いします。

中学高校生の読書フォーラムは、公立中学校PTA協議会の協力をいただきまして成功裏に終了しました。中学生や高校生の参加が20名から30名とで少なかったもので、平成25年度は、中学高校生の読書フォーラムという事業ですので、中学生や高校生の参加者が増えるよう取り組んでいきたいと思っております。

なお、広報あきしま5月15日号に、実行委員募集案内の掲載を予定しております。

よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ぜひ、中学生のみなさんに来ていただけると、とても本当の作家の人と話ができる機会なんて、そうはないと思いますのでとても貴重な機会だなと思いますので、そういう意味でもぜひ来ていただければなと思います。

開催の曜日とかもあるんですかね。休みの日だっていうのもあれなのかなとちょっと思ったりはしたんですけども。またぜひ校長先生方の御意見も聞いてみて御検討いただければと思いました。ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいですか。

ないようですので、続きまして、その他の事項について事務局から何かございますでしょうか。

○指導課長（宇都宮聡） 申しわけございません、先ほど小林委員から御質問のありました嘱託員の件でございますけれども、ここに記載しているとおり、学校に配置している非常勤教員及び事務の嘱託員ということでございます。

○委員長（紅林由紀子） はい、ということで。

○指導課長（宇都宮聡） というのは御存知だと思いますけれども学校に在籍していても、学校に配置していない非常勤教員がおりますので、その数を見落としておりまし

た。申しわけありません。

- 委員長（紅林由紀子） 学校に配置していないけれども学校に。
- 指導課長（宇都宮聡） 学校に籍はあるのですが、学校に配置していない非常勤教員というのがおります。それは教育相談室で相談員をやっていた田中先生ですとか新井先生ですとか、そういった方は籍としては学校籍でございますけれども、配置については、教育相談室配置ということで、辞令を出しております。
- 委員長（紅林由紀子） わかりました。その辺は制度としてよくわかっていませんでした。
- 市民図書館長（太田 勇） 前回の報告のときに、車人形についてご質問をいただきました。資料を机上に置かせていただきました。よろしくお願いいたします。
- 委員（石川隆俊） どうもありがとうございます。なるほど、そうすると黒子の人が人形を操るようになっていますが、このろくろ車というのは、これは、自分が座るんですね。座って動くわけですね。
- 市民図書館長（太田 勇） 5月18日に、昭和分館開館40周年記念公演会で三多摩車人形を育てる会の方がボランティアで実演してくださる予定になっておりますのでどうぞご参加ください。
- 教育長（木戸義夫） 本拠は、どこで活動しているの。
- 市民図書館長（太田 勇） 昭島の大神と説明を受けました。資料に書かれているとおりなんですけど、八王子で公演しているのが分家だそうです。
- 市民図書館長（太田 勇） 昭島市内では共成小学校と拝島第三小学校でこの団体が公演をしています。
- 教育長（木戸義夫） 共成小学校で公演している人は東部の人だね。
- 委員長（紅林由紀子） その辺は、ちょっと私は詳しくは知りません。今度いらしたらちょっと聞いてみます。
5月18日に昭和分館に行けば見られるんですか。
- 市民図書館長（太田 勇） 昭和分館の開館40周年記念公演は児童センターで実施します。
- 委員長（紅林由紀子） 会場は昭和分館ではないんですね。
- 市民図書館長（太田 勇） つつじが丘にある児童センター（ぱれっと）です。

○委員長（紅林由紀子） はい、わかりました。ということで、もしお時間があれば車人形実際のものを見られるということですので、行っていただければというふうに思います。

それでは、ほかには何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは次に、次回の教育委員会日程についてお願いします。

○庶務課長（柳 雅司） 次回の教育委員会定例会日程についてでございます。平成 25 年 5 月 16 日木曜日、午後 2 時 30 分から、市役所 301 会議室、こちらの会議室であります。

以上です。

○委員長（紅林由紀子） はい、ありがとうございました。

5 月 16 日、2 時半から定例会が 301 号室、こちらの部屋でということでございますのでまたどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしましたので、第 4 回定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

以上

平成 年 月 日

署 名 委 員

2 番 委 員

3 番 委 員

調 整 担 当